

いづかに准して羽王三所権現と稱せしと
見へりしは向慈深社堂の信心伝傳も事あ
れとも傳へし事阿れを筆を措むものなり
然るに所といふも同所は多きはあらず
中々形と郡智形程違ふ隔れりとを羽王の
古郡神仏の区別なく撰よ仏像を立置り
由は後世混乱して古実を失ふ事歎
堪へり

雅集羽王権現の条下に續日本紀九より曰
貞觀十五年五十六代清和帝 贈三位正三位封二戸

云々は説大なる誤なり 續日本紀九には出
羽の詔神へ神階を授けし事見へす
貞觀ハ三代実録に載る所の年号なり
て續日本紀は貞觀の年号なり 續日本後
紀九に孝子大飽海郡大飽志神社に從二位
下を授けし神封二戸を充めし事あり 三
代実録より貞觀十五年夏に月五日己卯
授出羽國從三位勳五等大飽志神社正三位
と云々 其後元慶二年秋出羽國正三位勳五
等大飽志神社正三位勳六等月山神社並封各